

豊中市妊産婦等へのタクシー利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不特定の利用者が利用するバスや鉄道等公共交通の利用に不安を抱えている妊産婦等を、通院等の外出に必要なタクシー利用料金の一部を支援金として交付することで支援し、もって当該妊産婦等の経済的及び精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 本件要綱により支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）

は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 令和2年4月28日から令和4年3月31日の期間（以下「基準期間」という。）に居住自治体に対し妊娠届出を提出したものの。

(2) 申請日時点で豊中市（以下「市」という。）に居住するもの。

2 前項に定まる支給対象者は、多胎妊娠や複数回の妊娠によって前項第1号の届出を複数回行ったものについては、当該届出の回数分、同一人物に対して、重複して選定することができるものとする。

(支援金の支給)

第3条 市長は、支給対象者に対し、予算の範囲内で支援金を支給するものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、支給対象者1あたり10,000円とする。

(支給等に関する周知)

第5条 市長は、本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、支給の方式等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を申請しようとする支給対象者は、市長に交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長が定める期間内に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 発行日及び保護者氏名が明瞭に読み取れる母子手帳の写し

(2) 申請日時点で、豊中市に居住することを証明する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 支給対象者は、多胎妊娠の場合及び基準期間内に複数回の妊娠届出を提出している場合に関し、複数の申し込みを行うことができる。

4 申し込みに要した書類は返却しないものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は支援金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、当該支給対象者に支援金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査において、交付が不適當であると認める場合は、支援金の不交付決定を行い、不交付決定通知書(様式第2号)により当該支給対象者に通知するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、前条により支援金の交付が決定した場合にあっては、大阪タクシー共通乗車券運営協議会発行の大阪タクシー共通乗車券を送付することにより、支給決定の通知及び支援金の支給を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき
- (2) 第2条に規定する対象者に該当しないことが判明したとき
- (3) この要綱に従わないとき
- (4) その他不適當と認められる事実があったとき

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

(譲渡等の禁止)

第11条 支援金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(調査等)

第12条 市長は、この要綱の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、この要綱に関する調査等を実施することとし、支給対象者はその調査等に応じなければならない。

(支給対象者に関する情報の利用等)

第13条 市長は、支援金の支給に関する事務を適正かつ効率的に行うために必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、市の保有する支給対象者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用することができる。

(市からの送付が到着しなかった場合等の取扱い)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、市に当該申請が取り下げられたものとみなす。

(1) 第8条の規定により市が支給対象者に送付した共通乗車券等が宛先不明で市に戻り、市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者から市への送り先に関する届出の不備が補正されないこと、その他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができないまま、令和4年3月31日を迎えたもの

(2) 前号に定める場合のほか、市が確認等に努めたにもかかわらず、令和4年3月31日までに受け取られなかったもの

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

(様式第1号)

豊中市妊産婦等へのタクシー利用支援事業交付申請書兼請求書

申請日	令和 年 (20 年) 月 日
-----	-----------------

豊中市長 あて

本申込書の内容はすべて事実と相違ないことを誓約し、「豊中市妊産婦等へのタクシー利用支援事業交付要綱」の内容を了承のうえ、関係書類を添えて申込みます。

1. 申込者の情報

※氏名、生年月日は妊産婦本人の情報を記載してください。

(フリガナ)		
氏名	姓	名
生年月日	(西暦)	年 月 日
妊娠届提出日 ^{注1}	(西暦)	年 月 日
母子健康手帳番号 ^{注2}	No.	
住所	〒 豊中市	
チケット送付先 ^{注3}	〒	
電話番号 ^{注4}		
メールアドレス	@	

注1：複数回妊娠届を提出された場合は、すべての提出日を記載してください。

注2：対象期間に交付された母子健康手帳を複数お持ちの場合は、お持ちのすべての母子手帳番号をご記入ください。添付書類も同様にすべて添付してください。

注3：住所と異なる場所へ大阪タクシー共通乗車券の送付を希望する場合は記載してください。

注4：電話番号は、日中に連絡がつく番号をご記入ください。記載内容に不備等があった場合、ご連絡させていただく場合がございます。

2. 添付書類

※提出前に添付書類を確認のうえ、チェックボックスにチェックを入れてください。

母子健康手帳の保護者の氏名、交付日の分かるページの写し	<input type="checkbox"/>
申請者が豊中市在住であることを証明する書類の写し ※住民票の写し、運転免許証、健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（個人番号は隠してください）、その他官公省が発行した免許証・許可書等 ※裏面に住所変更欄のある証明書類の場合は裏面の写しも添付してください。	<input type="checkbox"/>

裏面もご記入・ご確認ください

(様式第 1 号)

3.誓約事項

※誓約事項を確認し、右端のチェックボックスにチェックを入れてください。

私は、現在豊中市に居住しています。	<input type="checkbox"/>
私は、対象期間内に妊娠届を提出しました。	<input type="checkbox"/>
受領したタクシーチケットは転売等の用に供しません。	<input type="checkbox"/>
申請書に記載された内容に虚偽が判明した場合は、タクシーチケットの返還に応じます。	<input type="checkbox"/>

注意・同意事項

- ・申請内容に不備や虚偽が判明した場合、タクシーチケットを配布できない場合がありますのでご注意ください。
- ・豊中市がタクシー共通乗車券をご記入の住所へ発送後、宛先不明等により郵便物の返還があった場合で、申請者本人へ連絡が取れない場合には、豊中市は当該申請が取り下げられたものと見なします。

事務局使用欄 ※記入しないでください。

No.	受付 /	発送 /	乗車券 No.	確認
-----	---------	---------	---------	----

豊中市妊産婦等へのタクシー利用支援事業不交付決定通知書

令和 年 (年) 月 日

様

豊中市長



令和 年 (年) 月 日付で申込みのありました、豊中市妊産婦等へのタクシー利用支援事業につきましては、審査の結果、支援金を交付しないことを決定しましたので、豊中市妊産婦等へのタクシー利用支援事業実施要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

不交付の理由